



政府統計

2016 年社会保障・人口問題基本調査 『第 8 回人口移動調査』 の実施について

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

このたび、皆さまが管理されている建物にお住まいの世帯に、「国民生活基礎調査」の後続調査として、「2016年社会保障・人口問題基本調査 第8回人口移動調査」を実施することになりました。

つきましては、調査を円滑に行うため、調査員の建物内への立入り等について皆さまにご協力をお願いします。

この調査は統計法に基づいて、総務大臣の承認を得て行う、政府の一般統計調査であり、わが国の人口移動に関する重要な調査のひとつです。厚生労働省の研究機関である、国立社会保障・人口問題研究所が、都道府県・政令指定都市・中核市・保健所を設置する市・保健所の協力を得て、昭和 51（1976）年からほぼ 5 年毎に実施しており、今年は全国で約 7 万世帯が調査の対象となっています。

6 月の下旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立ち入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

この調査員は、都道府県知事または政令指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。そのため、調査活動は正当な公務です。何卒ご協力の程、よろしくお願いいたします。

調査についての問い合わせ先

（電話番号

）

保健所

なお、この調査についての説明は裏面にもございます。



国立社会保障・人口問題研究所

この調査について、よくある質問や調査の日程は次の通りです。

◆どのような調査ですか？

「人口移動調査」は、近年の人口移動について明らかにするとともに、将来の人口移動の傾向を見通すための基礎的なデータを得ることを目的とした調査です。具体的には、人々の引っ越しの経験、生まれたときや学校を卒業したとき、などの居住地、5年後に居住地が変わるかの見通しなどを調査いたします。この調査は昭和51（1976）年からほぼ5年毎に実施され、今回は8回目に当たります。特に今回はインターネットでの回答もできるようになりました。

◆どうして「国民生活基礎調査」に引き続いて調査対象になったのでしょうか？

調査を公平にお願いするには、「国民生活基礎調査」の対象にならなかった方を選ぶことが望ましいのは確かです。しかしそのためには、調査地区の抽出、対象となる地域の自治体、保健所の関係者への説明、調査員の任命や説明会の実施など、「国民生活基礎調査」で行ったことと同じことを繰り返すために予算を使うことになります。こうした調査事務の重複を避けるために、この調査は、厚生労働省が実施する「平成28年国民生活基礎調査」の後続調査として行われます。

この調査の対象となった方には、「国民生活基礎調査」とあわせて調査にご協力頂くことになりますが、どうぞご理解の上、ご協力をお願いいたします。

◆調査員はどのような人なのですか？

お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または政令指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっています。調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

◆管理人はどのような協力をすればいいのですか？

厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力ください。

◆調査を行う「国立社会保障・人口問題研究所」とはどのような組織ですか？

「国立社会保障・人口問題研究所」は、厚生労働省に属する国の研究所です。人口や社会保障に関する基礎的、政策提言につながる研究を行っています。

○この調査の日程（調査員が直接世帯を訪問いたします）

① 6月下旬頃

調査員が訪問し、「調査のお願い」、「調査票」などをお配りいたします。回答は「紙の調査票」、「インターネット」のどちらかです。

② 7月1日から1～2週間程度の間

- ・調査員が回答済みの「調査票」の入った密封式の調査専用封筒を受け取りに参ります。
- ・インターネットで回答した世帯の方には、調査員による回収は行わない予定です。

③ 7月中旬頃

- ・調査員が「回答がまだの世帯」を訪問するためにお伺いする場合があります。